

# 12月10日から同月16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

## 北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは

拉致問題は喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち国民がこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

## 拉致問題に対する我が国の基本的考え方

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮による日本人拉が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。

平成14年9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、謝罪し、再発の防止を約束しました。そして、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、平成16年5月の日朝首脳会談において、北朝鮮側より、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにもかかわらず、未だ北朝鮮から納得のいく説明はありません。拉致問題に関する北朝鮮側の主張には多くの問題点があることから、日本政府としてはこうした主張を受け入れることはできません。

拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、この問題の解決なくして日朝の国交正常化はあり得ません。日本政府は、すべての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くします。



必ず  
取り戻す

北朝鮮  
人権侵害問題  
啓発週間  
12月10日~16日

拉致被害者の1日も早い帰国を目指し、政府は全力で取り組んでまいります。  
拉致問題の解決のためには、  
私たち一人ひとりの強い思いが必要です。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

● 拉致問題対策本部ホームページ <https://www.rachi.go.jp/> ● 法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>

政府主催 拉致問題に関するシンポジウム

※詳細は、必ずしも拉致問題対策本部ホームページに掲載されず、政府の公式ウェブサイトには掲載されません。

● 日付 12月14日(土) ● 会場 インナーホール (東京都千代田区千代田 2-1-1)

● 主催 政府 拉致問題対策本部・法務省 ● 問い合わせ先 03-3581-8898

拉致問題対策本部 <http://www.rachi.go.jp/>  
法務省 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>